

【イギリス】2013年度予算

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2013年3月下旬に、2013年度予算が公表された。イギリス経済の景気が低迷する中で、政府は、引き続き赤字削減の方針を優先し、各省庁の経費削減等によって財源を捻出しながら、産業等の基盤整備や住宅購入支援等を行い景気の浮揚を図る方針を示した。

2013年3月20日、2013年度予算が公表され、ジョージ・オズボーン(George Osborne)財務相は議会で予算演説を行った。赤字削減を重視する財政責任、需要を下支えして低金利を維持する積極的金融政策及び企業の採用活動を助成し持続的好景気を喚起する需要面を重視した改革を基調とする従来の方針に変更は見られない。財務相は、今回の予算について、成功を目指して懸命に働く者、住宅を購入する者、起業する者及び老後に備えて貯蓄をする者を支援するものと特徴づけた上で、①経済と財政、②成長及び③公平性(fairness)の3つのテーマに分けて説明している。

1 経済と財政

2012年度の経済成長は予測を僅かに上回ったものの、2013年度以降の経済成長予測は従前の予測を下回り、財政予測も公的部門純債務対GDP比率は2016年度に最大となる見込みである。かつて財務相はこの比率が縮小に転じる目途を2015年5月の次回総選挙前に設定していたが、その実現は約2年遅れの2017年度となる見通しである。しかし、赤字削減の政府方針に変更はなく、各省の支出を2013年に11億ポンド、2014年度には12億ポンド削減し(学校予算と医療予算は削減の対象外)、2015年度の公務員等の給与の増額に物価上昇を下回る1%の上限を設けることで財源を捻出する。

財務省は、12か月に1回以上、政府の経済目標の一環としてイングランド銀行金融政策委員会に対し物価安定目標を設定する必要がある(注1)。今回同省は、財政再建下の経済を支える金融政策の重要な役割に鑑み、引き続き物価安定目標を物価上昇率2%としつつ、その達成に柔軟性をもたせる目標設定とした(注2)。

2 成長

雇用を創出する企業や自宅の購入をする個人に対する支援策を中心として、政府は、例えば次に掲げるもの等、いくつかの措置を講じることを予定している。

- ①法人税減税 2015年の基本税率を更に1%引き下げG20中最低水準の20%とする。
- ②産業戦略支援 官民対等出資による航空宇宙技術研究所の設立等、11の重要な産業部門の基盤整備等に関する戦略の実行に16億ポンドの財政支援を行う。
- ③シェールガス田の新規の税控除と特定支出補助の延長 開発初期段階のガス田に、繰越損失の評価額の上積み6年間許容される特定支出補助(ring-fence expenditure)

supplement) (注 3) を 10 年間に延長する等の税制上の優遇措置を講じる。

④**住宅購入支援策** 住宅購入予定者は代金 60 万ポンド以下で 5%以上の頭金を用意し、(a)代金の 20%を限度とする政府の住宅担保融資（対象は新築住宅。実施期間は 2013 年 4 月から 3 年間）又は(b)代金を融資した民間金融機関に対する債務の政府保証（対象は新築住宅と中古住宅。実施期間は 2014 年 1 月から 3 年間）の一方を選択する。

3 公平性

政府は、税制と福祉の公平化を目的として次のような措置を用意する。

①**所得税の基礎控除の増額** 所得税の基礎控除の額を 560 ポンド増額し、1 年前倒しで 1 万ポンドとする。

②**燃料税引上げ中止** 家計と企業を支援し、2013 年 9 月の燃料税の引上げを中止する。

③**育児サービス給付制度** 一部の被用者のみ利用可能な現行の事業主育児支援制度を廃止しながら、2015 年秋から勤労家庭に毎年 1,200 ポンドを限度として 12 歳以下の子 1 人当たり育児費用の 20%を給付する育児サービス給付制度を段階的に導入する。

④**公的年金制度の一元化** 2016 年度から現行の 3 つの公的年金制度を一元化する新制度を導入する。将来は、職業等を問わず、原則一律の国家年金が給付される。(注 4)

⑤**介護費用の上限設定** 現行制度では介護費用が高額になることもある。介護の費用と支援に関する審議会は、個人の保険料負担を前提にその介護費用の生涯負担に 35,000 ポンドの上限を設けて超過費用を国が負担し、施設介護（通常的生活費は自己負担とする。）が利用しやすい財政支援を勧告していた(注 5)。政府は介護費用の生涯負担の上限を 72,000 ポンドとした上で、2016 年 4 月から制度を導入する意向である。

4 歳出及び歳入

歳出は社会保障費 2200 億ポンド等総額 7200 億ポンド（前年比 5.4%増）となる。歳入は所得税 1550 億ポンド等総額 6120 億ポンド（前年比 3.4%増）の見込みである。

注(インターネット情報は 2013 年 4 月 19 日現在である。)

(1) Bank of England Act 1998 (c.11), s.12(2).

(2) *Letter from the Chancellor of the Exchequer to the Governor of the Bank of England* 20/03/2013, <http://www.hm-treasury.gov.uk/ukecon_mon_index.htm>

(3) 大貫憲二「英国の税制変更が石油・天然ガス上流産業にもたらす影響」石油天然ガス・金属鉱物資源機構『石油天然ガス資源情報』2011/9/15, p.6. <http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=1109_out_h_gb_tax.pdf&id=4480>

(4) 河島太郎「公的年金制度の一元化構想と年金法案草案の公表」『外国の立法』255-1 号, 2013.4, p.29. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196105_po_02550112.pdf?contentNo=1>

(5) *Fairer Care Funding: The Report of the Commission on Funding of Care and Support*, July 2011. <<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110704131418/https://www.wp.dh.gov.uk/carecommission/files/2011/07/Fairer-Care-Funding-Report.pdf>>

参考文献

・ *Budget 2013*, HC 1033, London: The Stationery Office, 20 March 2013. <http://cdn.hm-treasury.gov.uk/budget2013_complete.pdf>